

不妊治療・不育症治療に係る職場環境整備奨励金交付要綱

令和 7 年 3 月 18 日付 6 産労雇労第 1923 号

改正 令和 8 年 2 月 24 日付 7 産労雇労第 3288 号

(目 的)

第 1 条 不妊治療・不育症治療に係る職場環境整備奨励金（以下「奨励金」という。）は、都内企業等に対し、労働者の不妊治療や不育症治療と仕事との両立に関する取組を支援することにより、企業等における職場環境の整備を推進することを目的とする。

(通 則)

第 2 条 奨励金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則(昭和 37 年東京都規則第 141 号)及びこれに基づく依命通達(昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第 3 条 この要綱における定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 企業等とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に定める「会社」又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 3 条第 2 項に定める「特例有限会社」及び、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 22 条又は第 163 条の規定により成立した法人等をいう。
- (2) 不妊治療や不育症治療のための休暇制度とは、制度の名称にかかわらず、労働者が不妊治療や不育症治療を理由に取得できる休暇制度をいう。
- (3) 不妊治療や不育症治療のための休業制度とは、制度の名称にかかわらず、労働者が不妊治療や不育症治療を理由に取得できる休業制度をいう。
- (4) 不妊治療や不育症治療のためのテレワーク制度等とは、制度の名称にかかわらず、労働者が不妊治療や不育症治療を理由に利用できるテレワーク制度等をいう。

(奨励対象事業者の要件)

第 4 条 この要綱において、奨励の対象とする事業者（以下「奨励対象事業者」という。）は、企業等であって、次の各号を全て満たしている者と

する。

- (1) 都内で事業を営んでいること。
- (2) 常時雇用する労働者を2人以上雇用していること。
- (3) 就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っていること。
- (4) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日付30総行革監第91号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。
- (5) 交付申請日の前日を起点として過去5年間に、重大な法令違反等がないこと。
- (6) 労働関係法令について、次のアからカを満たしていること。
 - ア 労働者に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。
 - イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。
 - ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、遵守していること。
 - エ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第4項、第5項、第6項第2号及び同項第3号に定める限度を超える時間外・休日労働を行っている労働者がいないこと。
 - オ 労働基準法第39条第7項に違反していないこと。
 - カ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。
- (7) 厚生労働大臣の指針に基づき、ハラスメント等を防止するための措置を取っていること。
- (8) 都税の未納がないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (10) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと並びに法人その他の団体の代表者、役員、使用人その他の労働者又は構成員が、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。

- (11) 本申請により整備する不妊治療や不育症治療のための休暇制度及び休業制度（以下「不妊治療や不育症治療のための休暇制度等」という。）について、労働協約又は就業規則本則及び付属規程に定められていないこと並びにその他規定等に明文化されておらず、かつ、運用されていないこと。
 - (12) 知事が企業名等について公表することに同意していること。
 - (13) 東京都事業についての情報提供を受けることに同意していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が適当でないと判断した場合は本奨励金の対象外とすることができる。

（奨励事業及び奨励条件）

第5条 奨励事業は、奨励対象事業者が不妊治療や不育症治療と仕事との両立のために実施する、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 不妊治療・不育症治療のための休暇制度等整備事業
 - (2) 不育症治療のための休暇制度等整備事業
- 2 奨励金は、奨励対象事業者が、前項に規定する事業において、次の各号に掲げる必要な取組について知事が別途定める事項を全て実施した場合に、東京都（以下「都」という。）の予算の範囲内で交付する。
- (1) 社内意向調査の実施
 - (2) 社内相談体制の整備
 - (3) 不妊治療や不育症治療のための休暇制度等の整備
 - (4) 不妊治療や不育症治療のためのテレワーク制度等の整備
 - (5) 社内説明会の実施

（交付額）

第6条 奨励金の交付額は、一奨励対象事業者に対し、次の各号に定める金額とし、都の予算の範囲内で交付する。

- (1) 不妊治療・不育症治療のための休暇制度等整備事業 40万円
- (2) 不育症治療のための休暇制度等整備事業 10万円

（奨励対象期間）

第7条 奨励金の対象期間は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(交付の申請)

第 8 条 奨励金の交付の申請を行おうとする奨励対象事業者（以下「申請企業等」という。）は、知事が別途定める期日までに、事業計画書兼交付申請書（様式第 1 号）及び誓約書（様式第 2 号）を知事へ提出しなければならない。

2 申請は一企業等及び企業等の代表者につき一回限りとする。

なお、平成 30 年度から令和 6 年度まで実施していた働く人のチャイルドプランサポート制度整備奨励金を申請している企業等は、本奨励金を申請できないものとする。

3 第 6 条第 2 号に規定する事業の申請にあたっては、不妊治療休暇制度若しくは不妊治療休業制度又はその両方の制度について、第 1 項により申請を行う日以前に定めた就業規則本則及び付属規程を労働基準監督署へ届け出ていることを申請の条件とする。

4 第 6 条第 2 号に規定する事業の申請にあたっては、平成 30 年度又は令和元年度に働く人のチャイルドプランサポート制度整備奨励金における不妊治療休暇制度等整備事業を申請し、不妊治療休暇制度若しくは不妊治療休業制度又はその両方の制度を整備した場合には、第 2 項にかかわらず、申請できるものとする。

(交付の決定)

第 9 条 知事は、前条により申請企業等から申請があった場合は、その内容を審査の上、次の各号のとおり交付の決定又は不交付の決定を行う。

(1) 審査の上、適当と認められるときは、速やかに交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第 3 - 1 号）により、当該交付決定の内容及びこれに付した条件について、当該申請企業等（以下「奨励事業者」という。）に通知する。

(2) 審査の上、適当と認められないときは、速やかに不交付の決定を行い、不交付決定通知書（様式第 3 - 2 号）により、当該不交付決定の内容及び理由について、当該申請企業等に通知する。

(事業計画の変更等)

第 10 条 奨励事業者は、第 8 条により提出した事業計画を変更又は中止する場合は、変更承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（申請の撤回）

第 11 条 申請企業等は、交付の申請後に申請を撤回しようとするときは、遅滞なく交付申請撤回届出書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、第 9 条により交付決定の通知をする場合において、奨励事業者が交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後 14 日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知する。

3 申請企業等から申請の撤回があった場合は、当該申請はなかったものとみなす。また、交付決定後に奨励事業者から申請の撤回があった場合は、当該申請に係る奨励金の交付決定についてもなかったものとみなす。

（遂行命令等）

第 12 条 知事は、奨励事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、奨励事業者が提出する報告書及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、奨励事業者に対し、奨励事業の運営及び経理等の状況について検査を行い、又は報告を求め、奨励事業が第 9 条の交付決定の内容及び条件に適合しないと認めるときは、それらに従って奨励事業を遂行すべきことを命じることができる。

2 奨励事業者は、前項の規定に基づき、検査等の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

3 奨励事業者が第 1 項の命令に違反した時は、知事は奨励事業者に対して当該奨励事業の一時停止を命ずることがある。

（実績報告）

第 13 条 奨励事業者は、奨励事業が完了したとき又は交付決定に係る会計年度が終了したときは、実績報告書（様式第 6 号）を作成し、別途知事が定める期日までに関係書類と併せて知事に提出しなければならない。

（奨励金の額の確定）

第 14 条 知事は、前条により実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告に係る奨励事業の実績結果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであるかを審査し、必要に応じて現地確認及び調査等を行い、適合すると認めたとき又は適合しないと認めたときは、交付すべき奨励金の額を確定し、奨励金額確定通知書（様式第 7 号）により、当該奨励事業者に速やかに通知する。

(奨励金の経理等)

第 15 条 奨励事業者は、奨励事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定のあった日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(奨励事業の検査等)

第 16 条 知事は、奨励事業の適正を期するために必要があるときは、奨励事業者に対し報告を求め、又は東京都職員を事業場に立ち入らせて帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(是正のための措置)

第 17 条 知事は、第 13 条による実績報告の審査又は前条の検査等により、奨励事業の成果等がこの交付要綱の内容や交付決定の際に付した条件等に適合しない事実が明らかになった場合には、これに適合させるために必要な処置を命ずることができる。

2 第 13 条の規定は、前項の命令により奨励事業者が必要な処置をした場合について準用する。

(奨励金の支払)

第 18 条 知事は、第 14 条の規定により奨励額を確定した当該奨励金について、当該奨励事業者による請求手続きに代えて、所管課長が発行する支払額調書に基づき、支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 19 条 知事は、奨励事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 奨励金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 廃業及び倒産等により奨励事業の実施が客観的に不可能となったとき。
- (4) 奨励事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人その他の労働者又は構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったと

き。

(5) 法令又はこの要綱及び知事の指示に違反したとき。

- 2 前項の規定は、奨励事業について交付すべき奨励金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 知事は、第1項の規定による取消しをした場合には、速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を奨励事業者に通ずるものとする。

(奨励金の返還)

- 第20条 知事は、前条により奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合には、奨励事業の当該取消しに係る部分に関し、既に奨励事業者には奨励金が支払われているときは、期限を付してその返還を命ずる。
- 2 前項の奨励金の返還期限は、当該返還を命令された日から起算して20日以内とし、返還に係る手続は、所定の納付書によりその期日及び場所を指定して行う。

(違約加算金及び延滞金の納付)

- 第21条 知事が第19条により奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合には、前条の規定により奨励金の返還を命じたときは、奨励事業者は、当該命令に係る奨励金を受領した日から返還の日までの日数に依り、当該奨励金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が奨励金の返還を命じた場合には、奨励事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、奨励事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に依り、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
 - 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間については365日の割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

- 第22条 前条第1項により違約加算金の納付を命じた場合には、奨励事業者の納付した金額が返還を命じた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた奨励金の額に充てる。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 23 条 第 21 条第 2 項により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた奨励金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(各種補助金等との併給調整)

第 24 条 知事は、奨励事業者が以下の各号に該当する場合は、奨励金の併給を認めないものとする。

- (1) 働く人のチャイルドプランサポート制度整備奨励金交付要綱(平成 30 年 5 月 31 日付 30 産労雇第 569 号)により整備した制度と同一と判断される場合
- (2) 奨励事業者が支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種補助金等のうち、国、都又は区市町村が実施するもの(国、都又は区市町村が他の団体等に委託して実施するものを含む。)を受給し、又は受給しようとした場合

(非常災害の場合の措置)

第 25 条 非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の奨励事業者の措置については、知事が指示するところによる。

(その他)

第 26 条 奨励金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。